

## 剰余金の処理について

<<剰余金処理の手順>>

### 【設例の条件】

期末組合出資金	1, 000, 000円
共同購買事業売上高	10, 000, 000円
当期利益	500, 000円
前期繰越損失	100, 000円
当期末処分利益	400, 000円

### 1. 利益準備金（中協法第58条第1～3項）

- ・ 当期純利益金額の10分の1以上を準備金として積み立てなければならない。  
 ※当期純利益金額とは、その事業年度に発生した収益と費用の差額を意味し、前期繰越利益がある場合は、これを含まない。
- ※前期繰越損失がある場合には、これをてん補した後の金額（定款で規定）
- ・ 定款で定める準備金の額は、出資総額の2分の1を下ってはならない。
- ・ 損失のてん補に充てる場合を除いては、取り崩してはならない。

【設例】利益準備金 40, 000円

### 2. 教育情報費用繰越金（中協法第58条第4項）

- ・ 定款で規定する「組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供に関する事業」（いわゆる教育情報事業）を実施する組合は、その事業の費用に充てるため当期純利益金額の20分の1以上を翌事業年度に繰り越さなければならない。（※使用される前提のもので、損失のてん補は不可）

【設例】教育情報費用繰越金 20, 000円

### 3. 特別積立金

- ・ 定款で規定する任意積立金

#### 定款参考例より

#### （特別積立金）

**第58条** 本組合は、出資総額に達するまでは、当期純利益金額の10分の1以上を特別積立金として積み立てるものとする。ただし、出資総額を超えて積み立てることもできるものとする。

2 前項の積立金は、損失のてん補に充てるものとする。ただし、出資総額に相当する金額を超える部分については、損失がない場合に限り、総会の議決により損失のてん補以外の支出に充てることことができる。

【設例】特別積立金 40, 000円

### 4. 剰余金の配当（中協法第59条）

- ・ 損失をてん補し、準備金及び繰越金を控除した後（任意積立金を行う旨定款で規定している場合にはこれを控除した後）でなければ、剰余金の配当をしてはならない。

<配当の方法>

配当する場合には必ず定款へ規定し、その方法は2種類。

### ①出資配当

出資金に対する金利的な性格を有するもので、各組合員の払込済出資額に応じてし、配当額は年1割以内（※企業組合は年2割以内）と定められている。

【設例】 期末出資金に対し10%の配当とすると 出資配当 100,000円

### ②利用分量配当（※企業組合は従事分量配当）

組合の共同事業の手数料、使用料などの過徴額の割り戻しの性格を有するもので、各組合員が当該事業年度において支払った手数料の額や施設利用分量を基準に行う。利用分量配当を行うためには、「事業別損益計算」が実施されていることが必要で、1つの事業についての利用分量配当は、その事業によって生じた利益の範囲内において、組合と組合員との取引量に応じて分配することが必要。法人税法上、利用分量配当は損金の額に算入できるが、組合員の利用がないと認められる事業（自営事業）から生じた剰余金のように組合員との取引に基づかない取引による剰余金の分配は、これに該当しないこととなる。

【設例】 共同購買事業売上高の1%を割戻しすると 利用分量配当 100,000円

※なお、両方の配当をともにする場合の順序は、出資配当した後に利用分量配当することが望ましい。（企業組合は出資配当後に従事分量配当することが法定）

※企業組合の従事分量配当は、損金算入が認められず通常の利益配当として取り扱われるので、配当に当たって源泉徴収を行う必要がある。

※協業組合については、損失をてん補し、準備金及び繰越金を控除した後であれば、特に配当方法の定めはない。（中団法第5条の20）

## 【設例】

剰余金処分案		
	自	平成〇〇年〇〇月〇〇日
	至	令和〇〇年〇〇月〇〇日
I	当期末処分剰余金	
1	当期純利益金額	500,000円
2	前期繰越損失金	100,000円
		<u>400,000円</u>
II	組合積立金取崩額	0円
III	剰余金処分別	
1	利益準備金	40,000円
2	教育情報費用繰越金	20,000円
3	特別積立金	40,000円
4	出資配当金	100,000円
5	利用分量配当金	100,000円
	計	<u>300,000円</u>
IV	次期繰越剰余金	<u>100,000円</u>